

工事費負担金に関する契約書

〇〇株式会社

関西電力送配電株式会社

工事費負担金に関する契約書

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「乙」という。）は、20〇〇年〇〇月〇〇日付第一号による甲の発電量調整供給兼基本契約申込みにもとづく工事費負担金（以下「負担金」という。）について、乙の託送供給等約款（以下「託送約款」という。）にもとづき次のとおり契約する。

第1条（工事の施工）

乙は、甲と契約する次の発電場所に係る電気を供給するため、第2項の設備工事を実施するものとする。

① 発電者	発電者A
② 発電場所	〇〇〇〇〇〇〇
③ 受電地点	同上
④ 受電電圧（常時）	〇〇, 000V
⑤ 契約受電電力	〇〇, 〇〇〇kW

2 乙が実施する受電側接続設備の工事は、次のとおりとする。

- ・ 高圧架空線新設（←負担金工事内容を記載）
- ・ 計量設備工事
- ・ 通信設備工事

第2条（負担金の申受け）

前条の工事施工に伴う甲の負担金は、託送約款の定めるところに従い次のとおりとし、乙はその全額を収納後、工事に着手する。

（工事費負担金）

¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇. -（うち消費税等相当額¥〇〇〇, 〇〇〇. -）

第3条（負担金の精算）

前条の負担金は、第1条の工事竣工後、託送約款に定めるところに従い、過不足額を精算するものとする。なお、工事竣工とは第1条2項に該当する全ての工事が完了した事をいう。

2 前条により乙が受領した負担金には、利息を付さないものとする。

第4条（受電側接続設備の区分）

第1条2項の設備は、託送約款に定める一般供給設備とする。

第5条（工事施工に関する協力）

第1条第2項の工事について、甲の発電場所構内で乙が実施する工事について、その施工のために発電場所構内に乙が求める用地および場所を、合理的に必要な期間、乙に無償で使用させること。また、乙が発電場所で行う当該工事に甲は協力すること。

第6条（設備の所有）

第1条2項の設備は、甲の負担した金額の如何にかかわらず乙の所有とし、事後は乙が管理補修の責に任ずるものとする。

第7条（発電量調整供給開始前の申込みの取消）

第1条2項の設備による発電量調整供給開始前に、甲がその申込みの全部を取消するとき、甲は本契約に基づき乙が要した工事費、設置した供給設備の撤去費用および原状回復費用等、乙の要した費用の実費を乙に支払うこととする。

2 甲がその申込みの一部を取消するとき（契約受電電力を減量する場合を含む。）は、本契約に基づき乙が余分に要した工事費（本契約に基づき乙が要した工事費から、甲が当初から取消後と同等の申込みを行っていた場合に乙が要したであろう工事費を差し引いた金額をいう。）、設置した供給設備の撤去費用および原状回復費用等、乙の要した費用の実費を乙に支払うこととする。

第8条（1カ年未満の減少廃止）

第1条2項の設備により供給が開始された日から起算して、1カ年を経過した日（以下、「精算対象満了日」という。）までに、甲と契約する発電者が当該供給設備を利用した契約受電電力の契約電力を減少もしくは契約を廃止するときは、甲は託送約款にもとづき負担金の精算を行うものとする。

ただし、甲と契約する発電者が他の小売電気事業者と契約を締結し、第1条2項の供給側接続設備を引き続き使用し、精算対象満了日に至るまで、契約受電電力が第1条1項記載の契約電力から減少されないときは、精算を行わないものとする。

第9条（設計変更等）

第1条第2項の工事施工にあたり、乙が誠意をもって適切に対応したにもかかわらず、供給設備工事の実施に関する関係箇所および事業者との交渉、関係官庁への申請、または関係官庁からの許可の取得等を円滑に行えず、乙が工事設計内容の変更をせざるを得ないと判断した場合、乙は第1条第2項の工事内容を必要な限度で変更できるものとする。

第10条（その他）

前記各条に定めのない事項については、託送約款によることとし、託送約款に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙おのおのその1通を保有する。

20〇〇年 月 日

甲 〇〇県〇〇市〇〇町

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

乙 大阪市北区中之島6丁目2番27号

関西電力送配電株式会社

託送営業部 ネットワークサービスセンター

所長 〇〇 〇〇